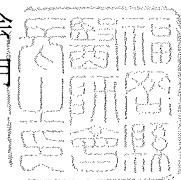


福岡医発第 727 号（地）

令和 6 年 6 月 4 日

各ブロック世話人 殿

公益社団法人福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明



看護師の特定行為研修制度に係る地域標準手順書普及等推進委員会
委員の推薦について（依頼）

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡県医師会では、今後の在宅医療ニーズの増大を踏まえ、特定行為研修制度の普及と診療所等の医師の手順書の作成を支援するため、厚生労働省が公表している標準的な手順書例について、地域の実情に応じて調整・周知すること等により、地域における特定行為研修修了者の活躍を推進することを目的に「看護師の特定行為研修制度に係る地域標準手順書普及等事業」を実施することとしております。

つきましては、在宅医療に従事されている方にご助言をいただき現場の実情を踏まえた上で、地域標準手順書を作成いたしたく貴ブロックより標記委員会委員としてご協力いただける適任者 1 名をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) ご多用中大変恐縮に存じますが、6月28日（金）までに、別紙1の推薦書を同封の返信用封筒にてご回報くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 委員構成は別添名簿のとおりとなっております。
- 3) 任期は委員就任から令和7年3月31日までです。
- 4) 委員会は、4回（1回あたり1時間程度、ワーキンググループを含む）の開催を予定しております。
- 5) 第1回委員会の開催につきましては、日程が決まり次第ご案内申し上げます。
- 6) 別添にて「特定行為に係る手順書例集～在宅領域版～」(厚生労働省平成27年度看護職員確保対策特別事業 特定行為に係る手順書例作成事業)を同封しておりますのでご参照ください。

推 薦 書

令和 年 月 日

役 職 _____

代表者名 _____

福岡県医師会

会長 蓮 澤 浩 明 殿

下記の者を、看護師の特定行為研修制度に係る地域標準手順書普及等推進委員会委員に推薦します。

記

ふりがな 氏名	
所属	
役職	
所属住所・連絡先	(千 ー) TEL : FAX :
E-mail アドレス	

看護師の特定行為研修制度に係る地域標準手順書普及等推進委員会委員(案)

	氏 名	所 属	区 分
1	宿 里 芳 孝	宿里医院	地域医療
2	伊 藤 大 樹	あおばクリニック	福岡市在宅医療医会
3	梶 野 美 穂	九州大学病院	看護職 (特定行為研修修了者)
4	岩 川 圭 子	貝塚病院訪問看護ステーション	〃
5			北九州ブロック(医師)
6			福岡ブロック(医師)
7			筑豊ブロック(医師)
8			筑後ブロック(医師)
9			福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
10			〃
11		福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課在宅医療係	福岡県行政
12		福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室看護職員確保係	〃
13	辻 裕 二	福岡県医師会常任理事	福岡県医師会
14	青 柳 明 彦	福岡県医師会理事	〃
15	星 子 久	福岡県医師会理事	〃
16	占 部 嘉 男	福岡県医師会理事	〃
17	原 速	福岡県医師会理事	〃
18	田 中 耕 太 郎	福岡県医師会理事	〃

※青枠:各ブロック・団体へ推薦を依頼する

(順不同)

**特定行為に係る手順書例集
～在宅領域版～**

令和2年3月

1 「在宅領域版」手順書例集作成について

平成27年（2015年）に看護師に係る特定行為研修制度が創設され5年目を迎える。令和7年（2025年）に向けて、在宅医療等の推進を図って行くために医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成していくことを目的として創設されたものの、在宅領域で就業する修了者は、全修了者のうち、約7%である（令和元年10月現在）。

在宅領域では、患者毎に異なる医療機関の医師が主治医となる可能性が高く、各医療機関の主治医が手順書を作成しなければならない。また、手順書の作成の前提として、まずは主治医に特定行為研修制度の理解を深めてもらうことが必要であるが、認知度が低く、本制度に関する主治医の理解が十分でないことから、特定行為研修を修了しても、その実践が困難となる場合がある。

そこで本事業では、特定行為を実施しようとする臨床現場の方々が、手順書を作成するにあたり参考となるよう、平成27年度に作成された「特定行為に係る手順書例集」※に掲載されている約50ある手順書例の中から、在宅で主治医となる医師の手順書作成に資するよう、平成31年度（2019年）4月に創設された領域別パッケージ研修の「在宅・慢性期領域」の4行為の手順書例を抽出した。これらの特定行為は、療養が長期に渡る、もしくは最期まで自宅又は施設等で療養するような状態の患者を想定した特定行為の組み合わせである。

本手順書例集をまとめるにあたり、現在、実際に現場で用いられている手順書を参考にした上で一部改変を加えた。あわせて、本制度の概要など普及に必要な資料を整理した。

2 「在宅領域版」手順書作成にあたっての考え方

在宅領域で手順書を作成するにあたっては、患者の療養生活の目標を確認し、それに沿った行為の実施となるように作成することが重要である。その際、以下のような点に留意することが必要である。

- ・在宅領域とは、救命等を優先する医療機関においてではなく、療養生活の場として居宅などを想定していること。
- ・在宅領域では看護師が一人で特定行為を実施することが多いため、患者もしくは家族等介助者の協力を得れば、安全性を確保しながら特定行為を実践できるという場合があること。
- ・患者の身体的特徴及び病状等を十分に踏まえた上で、特定行為の実施を検討すること。
- ・治療中心の医療機関と違い、就労や就学など「生活する」という視点も踏まえること。
- ・現状を維持するための行為なのか、積極的な治療につなげるための行為なのかにより、行為を実施する基準や医療の内容が変わること。
- ・長期に渡って在宅で生活を継続するため、患者の成長や退行性変性に基づく生活障害といった変化に合わせて定期的な見直しが必要であること。

本手順書例集では、手順書に必要な要件のみを記載しているため患者の療養生活の目標について記載していないが、各医療現場で、確認のうえ作成をお願いしたい。

※厚生労働省平成27年度看護職員確保対策特別事業 特定行為に係る手順書例集作成事業
（公益社団法人全日本病院協会）

手順書：気管カニューレの交換

【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】

在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、気管開窓術後、または、気管切開後、医師または他の看護師により気管カニューレの交換が1回以上行われ、瘻孔が完成した気管カニューレ挿入中の患者のうち、以下1～4に該当する場合。

1. 何らかの原因でカニューレが抜けてしまった場合
2. カニューレのカフなどの破損があり、交換が必要な場合
3. カニューレが乾燥した分泌物などで閉塞した場合
4. 定期的な時期による交換

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- ☐ いつもと全身状態に変化がない
- ☐ 意識、バイタルサインが変化ない
- ☐ 気管孔や周囲から出血がない

不安定・緊急性あり

担当医師に直接
連絡し、指示を
もらう

病状の範囲内

安定・緊急性なし

【診療の補助の内容】 気管カニューレの交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐ 意識状態の変化
- ☐ バイタルサインの変化
- ☐ 不良肉芽がない
- ☐ 分泌物量・出血量の変化
- ☐ 易出血状態でない
- ☐ 皮下気腫の有無
- ☐ (人工呼吸器装着の場合) 一回換気量、分時換気量の変化

当てはまらない
項目が1つでもあ
る場合は、担当
医師に直接連絡
し、指示をもら
う

交換後、病状の悪化があり、緊急に診療の必要性があれば救急車でかかりつけ医の指示に基づき、搬送する。

【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
担当医師

【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】

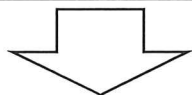
1. 事後、病状の変化がなければ担当医師への電話連絡は不要
2. 記録を記載し、医師と看護師間で情報共有

手順書：胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換

【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】

在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、1～4のいずれかの場合。

1. 内部ストッパーがバルーン型である
2. 創がろう孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている
3. 非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない
4. 何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けたり、破損したりした場合



病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

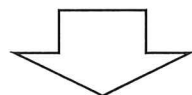
- ☐ バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない
- ☐ 出血傾向がない
- ☐ カテーテル挿入創に感染がない

不安定・緊急性あり

担当医師に直接
連絡し、指示を
もらう

病状の範囲内

安定・緊急性なし



【診療の補助の内容】胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐ 意識状態、バイタルサインに異常がないこと
- ☐ 出血傾向がないこと
- ☐ 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと
- ☐ 非X線透視下あるいは非内視鏡下初回の交換ではないこと
- ☐ カテーテル挿入創の感染がないこと
- ☐ 患者が抵抗的ではないこと
- ☐ 交換後の腹痛がないか、あっても軽度であること
- ☐ 胃内容物の逆流が確認できること
- ☐ 交換後のカテーテルやボタンの可動性が良好であること
- ☐ 胃ろう部からの持続的な出血が認められないこと

当てはまらない
項目が1つでもあ
る場合は、担当
医師に直接連絡
し、指示をもら
う



【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師



【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】

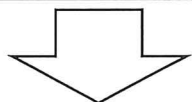
1. 担当医師に電話で直接連絡
2. 診療記録への記載

※ポイント：

本手順書はバルーン型に限定しているが、特定行為としてはバンパー型の場合もあり得る。
腸ろうカテーテルも特定行為として実施可能だが、その場合は別途手順書の作成が必要。

手順書：褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない 壊死組織の除去

【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】
在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、
1. 関節以外の部位に発生した褥瘡
2. 壊死組織に血流が認められない褥瘡
3. 感染徴候が認められない褥瘡
以上が全て認められる場合



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
以下のいずれにも該当する場合
☐ いつもと全身状態に変化なし
☐ 意識状態の変化なし
☐ バイタルサインの変化なし
☐ 著名な出血傾向がない

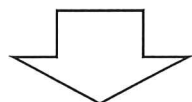
病状の範囲外

不安定・緊急性あり

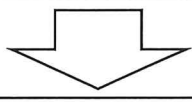
担当医師に直接
連絡し、指示を
もらう

病状の範囲内

安定・緊急性なし

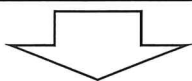


【診療の補助の内容】
褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
(壊死組織除去後に創部洗浄)

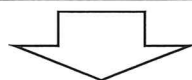


【特定行為を行うときに確認すべき事項】
☐ 全身状態が良好であること
☐ 褥瘡の部位
☐ 褥瘡の状態 (DESIGN-Rの評価)
☐ 施行後の出血や疼痛

当てはまらない
項目が1つでもあ
る場合は、担当
医師に直接連絡
し、指示をもら
う



【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要と
なった場合の連絡体制】
担当医師



【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師に電話で直接連絡
2. 診療記録への記載

【特定行為を行う時に確認すべき事項】 (補足)

全身状態が良好：バイタルサインの安定、発熱なし、褥瘡以外の急性疾患がない

褥瘡の部位：関節、会陰部、顔以外の部位ではない

褥瘡の状態 (DESIGN-Rの評価)：関節腔、体腔に至っていない、体表面積の1%

以上ではない、排膿なし

手順書：脱水症状に対する輸液による補正

